明治期岡山県の花莚製造業における工場制生産の展開

内　田　豊　士

はじめに

経済史研究者にとって花莚製造業の意義付けには大変な苦労を伴う。なぜならば山田盛太郎が『日本資本主義分析』において、花莚（山田は花莚でなくその別名の莞莚を使用している）を下記のように位置付けたことによる。

「軍事機構＝鍵鑰産業の強靱な統一性の体現としての巨大産業機構を全運動の起動点とし、これを基軸として展開する所の、衣料生産の生産旋回＝編成替へにおける、諸々の型」[1]として、養蚕・織物業・製糸業・紡績業を事例としてあげ、それぞれの性格とそれに類する諸業を分類している。花莚は養蚕型に分類されており、山田盛太郎は養蚕型を「半隷農的零細耕作農民の内の自作農中堅部分を（中略）構成する中農上層部分を、破綻から救い支へる唯一の柱たる所の、『老幼婦女ノ微弱ナル労力ヲモ利用』する所の、生計補充用副業」[2]と性格付けている。花莚の他にここで類例とされているものは製茶、麦稈真田、畳表、莫蓙で、これらは「農家副業」として現われるとしている。

花莚製造業をめぐるいくつかの研究が発表されているが、それらにおいてもこの花莚製造業＝農家副業という定義は検討されることなく、輸出と結びついた花莚製造業の急速な展開要因の究明がすすめられてきた[3]。錦莞莚開発における殖産興業的側面を指摘したものとして磯崎龍子郎による一連の研究があるが[4]、残念ながら花莚業全体にまで考察が十分及んでいない。

本稿では花莚製造業展開の初期段階（明治10年代）における排他的な花莚開発の状況、工場制生産の確認できる時期における花莚工場設立の要因（明治20年代前半）、需要の拡大による花莚生産の変質の問題（明治20年代末）、そして工場制生産の撤退要因（明治30年代前半）といった「生産旋回＝

---

[1] 山田盛太郎『日本資本主義分析』（昭和９年、岩波書店）47頁。

[2] 前掲『日本資本主義分析』47頁。

[3] 神立春樹「明治期輸出花莚業の展開過程」（岡山大学産業経営研究会『研究報告 第６集』1973年）では、花莚業の明治20～30年代の急速な発展は「在来的なものが海外市場との結びつきのうちに急速に発展していった当該の時期の在来産業の発展の動向を典型的に示すものであり、（中略）在来産業史研究のひとつの重要な問題点の検討を行ううえでの格好な素材となる」としている。また、清川雪彦・牧野文夫「花莚産業における技術改良の意義 －明治期農村工業品の輸出促進要因の検討－」『経済研究』（Vol49,No3,Jul.1998）では「一体いかなる要因が、ほとんど新商品ともいえる花莚の異常なまでの輸出急増を可能にしえたのかを問うことが、本稿の主要な課題」としている。

[4] 磯崎龍子郎「花莚より見たる明治殖産興業政策」『高梁川 第二十三号』（高梁川流域連盟、昭和44年）、「輸出花莚業百年の回顧」『高梁川 第三十八号』（高梁川流域連盟、昭和56年）。

編成替」以前における花莚製造業の生産形態を検証してみたい。

1．花莚生産の始まりとその意義

花莚とは「藺草ヲ以テ織成シ品質緻密ニシテ精巧ナル図様ヲ施シタル藺蓆ノ総称」[5]であり、その種類は錦莞莚・綾莚・紋花莚・並花莚等数十に及ぶ。

この「花莚」と呼ばれる製品は近世期以来細々と生産されていた。今回考察の対象とする岡山県都宇郡庄村松島地区では、近世期には既にこの生産があることが記されている[6]。明治期に入っても「抑々本県下ニ於テ製造スル処ノ呉(莫)莚即チ並花莚ナルモノハ各自専ラ荒苧ヲ手紡シテ縦糸トシ概ネ曲尺一尺ニ付四十本許ヲ以テ普通ノ定度トナシ其紋様ノ如キ亦タ普通ノ綾取ニ仍リテ組織スル莚目ニヨリ染藺ヲ用ユルモノナルニヨリ通常市松形即チ石畳、矢羽形等ノ数種有ノミナリシ」といった状況であった[7]。またこの地方で盆行事に使う莫莚なども生産されていた。

> 都宇郡は畳表の名産地なるは普く人の知る所なるが最早盆に近寄りたるを以て精霊祭に用ゆる盆莚を仕入れに来るもありて景気宜しく下等三銭五厘位上等拾銭内外なりといふ[8]

そういった意味で花莚製造業を在来産業と言えなくもないが、明治11年に開発される磯崎眠亀の錦莞莚はその開発の経緯が在来の花莚とはまったく異なっており、その意匠や彩色など従来品とは違う花莚となっている。錦莞莚開発は明治11年都宇郡妹尾村の殖物社にセイロンの竜髯莚が見本として持ち込まれ、地元産の藺草を使った莚の試作が試みられたのが始まりである。この殖物社に見本を持ち込んだのは時の岡山県令高崎五六の指示であったとする意見もあるが[9]、この当時頻繁に内務省や大

---

[5] 岡山県内務部『花莚彙纂』（明治30年）9頁。

[6] 早島町史編集委員会『早島の歴史　4　藺業史編』（2000年）75頁。

[7] 前掲『花莚彙纂』6頁。

[8] 「山陽新報」明治23年8月20日。

[9] 磯崎龍子郎は錦莞莚開発の経緯を次のように記している（磯崎龍子郎「花莚より見たる明治殖産興業政策」『偲び草－磯崎龍子郎著作集－』59頁）。

> 明治八年大久保の懐刀として岡山県の初代県令として赴任した高崎五六の殖産指導であり、彼は大久保の親任ことに厚かったと共に、又維新の産業指導者たる前田正名とも乳兄弟と云う特別な関係にあった。当時内務省勧業寮から勧商局が分立され、同局の意匠家塩田真は貿易参考品として墺国万国博より印度セーロン島の土人手工品たる龍髯莚を持帰っていたが、高崎県令はこれを得て自分の配下の県吏で県の保護によって経営する備中妹尾村の殖物社に同品を下渡し勧業奨励の参考とした。

なお錦莞莚開発を当初依頼された殖物社は以下のようなものであった（『岡山県史料　六　勧業一』）。

> 同年八月十三日内務省へ申稟
>
> 県下備中国都宇郡大福村浮田治一郎外二名発起一社ヲ設立シ殖物社ト相称シ若干ノ醵金ヲ資本トシ牡蠣培養及ヒ貯蓄ノ法ヲ設ケ商業旺盛ナラシメントスルノ見込ヲ以テ仮規則書添願出候ニ付願書規則書トモ正副貳通添相伺候至急何分之御指揮有之度候也
>
> 岡山県令高崎五六代理
>
> 明治十一年八月十三日　岡山県大書記官　津田要
>
> 内務卿伊藤博文殿

なぜこの殖物社に竜髯莚が託されたかは現時点では不明である。

蔵省商務局などから海外見本品の提供と製造人の募集がみられ、当時盛んに行われていた輸入防遏を目的とした在来産業育成に則ったものであった[10]。錦莞莚発明の経緯については磯崎龍子郎の指摘するように殖産興業政策によるものであると考えてよい。つまり在来の花莚のように農家副業として家計補充的な生産を行っているものとは一線を画して考える必要がある。

ただ、こうして開発された錦莞莚が地域経済にどのような影響を与えたのかという点については改めて検証しておく必要がある。磯崎龍子郎はこの点について「各い草農家の庭先でも製織する生産の形態を大きく変え、錦莞莚工場の磯崎製莚所や、藤原丈七、三宅周三郎等の綾莚社のごとく必然的に規模の大きい設備や工員の組織を必要とする工場制手工業に変って行った」[11]としている。たしかに錦莞莚の輸出成功によりさっそくその模造を試みる者が出ることでその影響の大きさがうかがえる[12]。しかし、錦莞莚製造は徹底的な秘密保持と特許制度による保護のもとでその技術的波及効果を地域に全くもたらしていないともいえる。

この結果、錦莞莚と同様の手法で多くの模造花莚が開発されるようになる。

> 明治十五六年ノ此（頃－筆者注）並花莚ノ需用漸ク開ケ支那産綾莚ノ見本々邦人ノ手ニ入ルモノ多ク随ツテ之レガ模造ニ著（着－筆者注）手セシモノ亦タ少ナカラズ明治十七年岡山市今谷直平ナルモノ磯崎眠亀等ニ謀リ遂ニ貳拾間続キ支那製綾莚ノ模造品ヲ製出スルニ至レリ藤原丈七亦タ其考案ヲ一転シテ緻密ナル綾莚ノ製造ニ従事シ明治十九年ニ至リ遂ニ一種ノ莚織機ヲ発明セリ之レ即チ今日専ラ県下ニ行ハル、綾莚ニシテ花莚改良ノ中興ト称スベキモノナリ[13]

藤原丈七と三宅周三郎は明治16年綾莚を考案し、翌年から織機の製作にかかり明治19年完成を見る。そして佐藤永俊、塩津亀三郎、吉田平五郎等が発起者となり、綾莚合資会社を明治20年12月創立した[14]。綾莚は「支那産綾莚」の模倣品であり、当時既にアメリカ市場へ輸出されていた中国製花莚にならって輸出を目的とした開発であったことはあきらかである。

---

[10] 錦莞莚のもととなった竜髯莚のケースは見つからなかったが同様のケースは以下のとおり（『岡山県史料　六　勧業一』）。

九月五日商務局長ヨリ照会
第三百三十号
今般清国製木綿織物見本当局ヘ購入候ニ付御県下ニ於テ同品製造人等之参考ニモ相成可申思考候付該見本壱帖及候分与候■■手有之度候也

商務局長
明治十二年九月五日　　大蔵大書記官　河瀬秀治
岡山県令　高崎五六殿
追テ見本帖ハ通運会社便ニ托候也

[11] 磯崎龍子郎『偲び草－磯崎龍子郎著作集－』（平成10年）163頁。

[12] 「花莚ノ海外輸出ノ端緒ヲ開クヤ県下莚業上ニ一大刺戟ヲ与ヘ世人ノ此業ニ著目スルモノ殊ニ多ク先ツ第一ニ錦莞莚ノ模造ヲ企テタルモノハ磯崎ト同郷ナル藤原丈七ナルモノ」（前掲『花莚彙纂』８頁）

[13] 前掲『花莚彙纂』８～９頁。

[14] 『改訂茶屋町史』（平成元年）244頁。

綾莚においても錦莞莚と同様に技術の模倣には極めて厳格な対応を示しており、明治23年には「茶屋町綾莚社より本郡豊洲村（都宇郡－筆者注）彩莚社及ひ児島郡東興除村児島興産会社へ係る綾莚織機偽造の告訴事件」[15]が起こっている。この事件は都宇郡長の調停で綾莚社に対して「彩莚社より約定書を差入れ」ることで「穏便に事済みたり」となった[16]。

結局、殖産興業政策のもと誕生した花莚工業は、海外のみを市場とする実に排他的で大規模な工場制器械工場が農村部において林立するという奇妙な状況を現出することになる。後述するようにこの特許的排他生産こそが花莚生産を工場制生産から副業的生産へ切り崩していく一因となるのである。

2．花莚生産の概況と農業構造

こうして展開をはじめた花莚工業であるが、その生産の概況についてまず確認しておきたい。図1は岡山県の花莚生産額の推移を示している。既にみたように、明治10年代は各種花莚の開発期であり輸出の端緒が開け始めた時期であった。明治20年代前半は各特許所持会社による工場制生産の開始時期である。特許技術の流出を保持するということの見返りとして生産額そのものが極めて小額であるという点が図でもみてとれる。花莚の生産にとって画期となるのが明治27年ごろアメリカからの注文増加による生産額の急増である。この結果「廿八年ニ至リ著シク製造家ノ員数ヲ増加シタリ（中略）

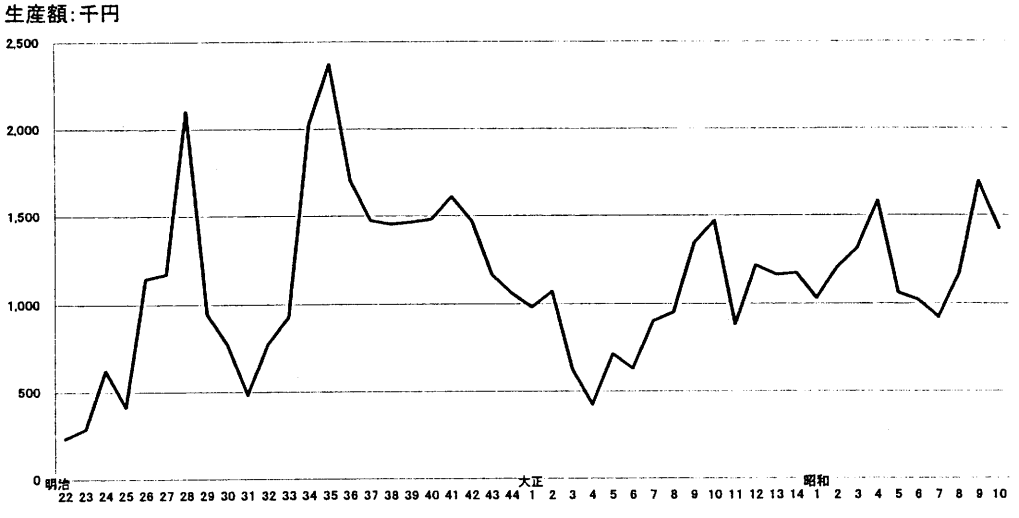

注1　各年次の『岡山県農商工年報』『岡山県統計書』『岡山県統計年報』および佐々木元一『花莚の研究』により作成
2　生産額は岡山市物価統計により作成したデフレーターで実質化処理をしてある

図1　岡山県花莚生産額の推移

---

[15] 「山陽新報」明治23年2月9日。
[16] 「山陽新報」明治23年4月10日。

原料ニ欠乏ヲ告ゲ価格ノ暴騰前回ヨリモ甚タシク（中略）此時ニ当リ薄資ノ輩漫ニ飛ヒ込ミ等ノ下等品ヲ製シ」[17]という「薄資」の参入と粗製濫造が起こった。さらに明治30年、当時最大の輸出先であったアメリカが関税法を改正し高率な従価税を課した。この結果花莚は「(一) 採算上税率少なき（価格一平方碼拾仙以下の）製品を出すこととなり、(二) 前項により従来品位の向上を競ひし物が、却つて粗製品により精製品が駆逐せられ、(三) 大企業家は高級職工により下級製品を出すの不経済より工場の閉鎖解散を来し、(四) 前項により織機を職工の宅に運ばしめて（俗に出し機（バタ）といふ）副業的に家庭で製織を行ひ、労銀、雑費の減少を計るに至り、(五) (四) はやがて花莚の大衆化となり、延いては農家の副業、小資本家の小工業を現出した」[18]のである。

したがって本論ではまず明治26年以前の状況を分析することで花莚の工場制生産の状況を検出してみたい。そのためには岡山県内における産地の特定をおこなう必要がある。表１は明治28年における

表１　明治28年郡市別花莚生産状況

	製造戸数（戸）	製造機数（台）	産量（本）	価額（円）	１戸当り機数（台）	単価（円）
岡山市	12	174	1,204	15,046	15	12.5
御野郡	12	135	2,154	15,286	11	7.1
津高郡	19	258	4,019	28,272	14	7.0
邑久郡	8	135	2,446	17,083	17	7.0
上道郡	10	110	3,103	22,926	11	7.4
児島郡	121	1,327	30,459	240,106	11	7.9
都宇郡	317	2,565	107,255	701,072	8	6.5
窪屋郡	59	675	13,182	85,433	11	6.5
浅口郡	38	423	116,074	757,800	11	6.5
小田郡	16	173	4,465	37,148	11	8.3
後月郡	23	78	1,094	7,769	3	7.1
下道郡	5	59	2,185	16,967	12	7.8
賀陽郡	31	513	19,505	148,705	17	7.6
上房郡	1	14	420	2,497	14	5.9
川上郡	1	30	240	2,662	30	11.1
東南条郡	1	23	230	1,595	23	6.9
勝北郡	1	5	32	355	5	11.1
西北條郡	—	—	—	—	—	—
計	675	6,697	308,067	2,100,722	10	6.8

注１　明治28年『岡山県農商工年報』による
　２　価額は図１同様に実質化処理をしてある
　３　浅口郡の数値については製造戸数・職工数に比して生産量・生産額が格段に大きく、製造戸数あるいは産量・価額のいずれかに誤りがあると考えられる

[17] 前掲『花莚彙纂』14～15頁。
[18] 佐々木元一『花莚の研究　附磯崎眠亀傳』（昭和8年、文正社書店）５頁。

岡山県下各市郡の花莚産地の状況を示している。製造戸数・織機台数・産量・価額のいずれにおいても都宇・児島郡の数値が圧倒的に大きいことがみてとれる[19]。ただしこの両郡は製造戸数1戸当りの数値でみると少し様子が違っていることに気付く。まず1戸当りの機数であるが、県の平均が10台となっているのに対し、児島郡はそれをわずかに上回る11台、都宇郡はこれを下回る8台となっている。また花莚1本あたりの単価でも県平均が6.8円であるのに対し、児島郡はこれを上回る7.9円、都宇郡はこれを下回る6.5円となっている。都宇・児島郡はともに県下においても花莚製造戸数が最も集中している郡であるが、児島郡が平均を上回る規模の織機を保有する規模の大きな製造業者が存在し、製品についても並以上の物を製造している姿が浮かび上がる。これに対して都宇郡では製造戸数の多い割には織機数が少ないことから規模の大きな業者は少なく、その製品についても平均以下の物が多いことを推測させる。

花莚製造における工場生産を検出するための前提条件として、既に見出した都宇・児島郡が原料である藺草生産とどの程度結びついているか確認しておく必要がある。表2は明治20年の都宇・児島郡及び岡山県の農作物産額を示している。なお、表には農産物のうち主要なもののみを掲載しており、掲載を省略したものについては合計にその数値を合算してある。これにより両郡の特徴が極めて明確にみてとれる。まず岡山県の特徴であるが、その産額の60％近くを米が占めていることがわかる。これにともなって裏作である裸麦も比率が高い。商品作物では実綿の割合が若干高いものの、藍葉・菜種・藺草・甘蔗などの割合はそれほど高いものではない。

これに対して都宇郡では岡山県の米の割合を大きく越える75.2％という米への特化がみてとれる。

表2　明治20年における花莚産地の農業産物構成

	岡山県計		都宇郡			児島郡		
	産額(円)	割合	産額(円)	対県割合	自郡割合	産額(円)	対県割合	自郡割合
米	7,887,381	58.6%	394,579	5.0%	75.2%	571,107	7.2%	63.7%
小麦	349,068	2.6%	7,806	2.2%	1.5%	35,401	10.1%	3.9%
裸麦	1,229,635	9.1%	20,938	1.7%	4.0%	146,930	11.9%	16.4%
甘薯	196,649	1.5%	2,388	1.2%	0.5%	11,832	6.0%	1.3%
実綿	757,412	5.6%	2,675	0.4%	0.5%	30,697	4.1%	3.4%
藍葉	226,044	1.7%				8,325	3.7%	0.9%
菜種	228,976	1.7%	14,560	6.4%	2.8%	18,567	8.1%	2.1%
藺	134,878	1.0%	70,982	52.6%	13.5%			
甘蔗	60,278	0.4%				24,549	40.7%	2.7%
合計	13,462,157	100.0%	524,612	3.9%	100.0%	896,456	6.7%	100.0%

注　明治21年農事調査『明治中期産業運動資料 第11巻 農事調査 岡山県』(1979年、日本経済評論社) により作成

[19] 浅口郡の産量・価額が高いが、おそらく戸数が誤っている（あるいは産量・価額が誤っているかもしれない）ものと推察し産地からはずした。

さらに特徴的なのが藺の割合で、自郡割合でも米についで13.5％を占める一方、県内の産額の52.6％を生産しているのである。近世期以来畳表をはじめとする藺莚産地らしい構成が確認できる。

児島郡では米の割合は岡山県の割合を５％ほど上回る程度で、むしろ裏作の麦類への依存度の高い点が特徴である。これに加えて対県割合40.7％という甘蔗があり、水利に恵まれていない地域であるため畑地作物の比重が高いといえる。児島郡においては近世期以来綿の栽培の盛んな地域であったが、この時期には既に代替作物である甘蔗の栽培などに相当切り替えられている。注目すべきは児島郡では藺の生産がみられない（正確には少量あるのだが統計上掲載されていなかった）点である。

明治20年代末の分析で主要な花莚産地とした都宇郡と児島郡だが、花莚生産展開以前をみると都宇郡では相当規模の藺草栽培がある一方で、児島郡には藺草の栽培が計上されていないという正反対の状況が確認できた。

３．花莚業の存立要因

以上みてきたように藺莚の産地と花莚業の展開には関連性が薄いと考えられる点をあきらかにした。では花莚工場の展開がどういった条件のもとで可能であるのかを解明する必要が出てくる。この問題を都宇郡の事例で分析してみよう。表３は明治24年の都宇郡各村の主要な物産を示している。先に明治20年の都宇郡の農作物構成を分析しているので、ここでは花莚生産の盛んな村とそうでない村の相違点を抽出する作業のみをおこなう。この時点で既に花莚生産が始まっており、都宇郡下のすべての村で生産されていることがわかる。ただしその生産量の多い村は妹尾・江島・早島で、その他の村とは大きな格差がある。いずれの村でも藺の生産があり、同じ藺製品である畳表・莫蓙の生産があるに

表３　明治24年都宇郡各村の主要な物産

	戸数	田(町)	米(石)	反当り収量(石)	菜種(石)	綿(貫)	藺(貫)	畳表(枚)	花莚(本)	莫蓙(枚)	(参考)明治39年小作地率
庄	1,015	640	7,959	1.2	137	1,690	60,632	11,050	1,600	40,000	46.8%
早島	958	320	4,848	1.5	158	50	115,080	197,100	3,185		60.6%
加茂	602	385	4,676	1.2	28	456	11,760	7,500	48	200	38.3%
中庄	592	247	3,945	1.6	141	78	60,632	24,212	1,820	12,100	43.6%
撫川	489	264	3,938	1.5	125	400	51,336	32,000	2,016	480	67.4%
江島	829	353	5,782	1.6	117	1,083	80,080	21,400	5,815		79.0%
豊洲	466	293	3,898	1.3	76	220	46,434	170,928	2,112	8,967	89.3%
箕島	358	135	2,010	1.5	120		413,518	30,000	295	36,000	
妹尾	926	155	2,621	1.7	85		8,000	35,715	9,927	34,230	
大福	260	246	3,286	1.3	100		825,000	4,300	1,113	1,650	
山田	231	126	2,112	1.7	130		29,000	36,000	2,680	400	

注１　原繁太郎『都宇郡誌 全』（明治26年）により作成
　２　麦類・芋類・豆類は分析の性格上不要と判断して掲載していない
　３　明治39年の小作地率は都窪郡役所『郡是資料』（明治41年）により作成、箕島・妹尾、大福・山田は合併していて、それぞれの特色が不分明となるため算出しなかった

もかかわらず、こうした格差の生まれる原因が何であるか、戸数・農産物構成からその法則性を見出してみたい。

最初に確認しておかなければならないのは、既に花莚業展開以前の農産物構成であきらかになったように、花莚生産の多さと、藺・畳表・莫蓙の生産量にあまり連動性がないのではないかという点である。通常考えれば藺の多い地域こそ花莚生産が盛んであると速断してしまいそうであるが、大福・箕島といった藺産地では花莚生産はあまり盛んでなく、逆に畳表の盛んな豊洲では他の村に比べて藺の生産が少ない。こうした点を考え合わせると藺と畳表・花莚・莫蓙の生産は、もちろん自家原料による副業生産があるであろうが、既に各生産が分業化している可能性をうかがわせる。

花莚生産の条件に戻るが、まず注目したいのが米の反当り収量である。妹尾・江島・早島はいずれも1.7石・1.6石・1.5石と比較的高い反当り収量をみせている。しかし反当り収量だけで言えば山田・中庄なども高い数値である。

次に戸数であるが、花莚生産の多い妹尾・江島・早島はいずれも800～900戸台の戸数があり、都宇郡各村のなかでも戸数の多い方に属する。ただし戸数だけで言えば庄・加茂・中庄といった村も多いことになる。

以上の戸数・反当り収量という条件だけでは妹尾・江島・早島とその他の村との差異が判然としない。そこで時期が少し後にずれるが明治39年の小作地率をあわせて考えてみる[20]。妹尾は合併により正確な数値が得られないが、江島・早島は79.0％・60.6％と50％を超える小作地率であることがわかる。以上の戸数が多く、反当り収量が多く、小作地率が高いという３つの条件をすべてみたしているのが妹尾・江島・早島ではないだろうか。明治24年段階では比較的規模の大きな花莚工場が生産を担当しており、こうした数百名を雇用する工場が操業するためには一定以上の人口を要する地域であること、そしてそうした人口が地主制のもとで分解されて農村余剰労働力が発生していること、さらに農業生産性が高く農外就業者の在村を可能にするだけの農業再生産が確立しているといった条件がそろった地域でのみ可能であったと考えることができる。

この条件で考えれば、既に明治20年の農産物構成で検討したように児島郡で藺の産出がなかったにもかかわらず多くの花莚製造業者が存在したことも理解できる。花莚の生産は既にみたように殖産興業政策下、産地にその開発が託されたため都宇郡において産声を上げたが、一定の条件さえ備われば どこででも生産の可能性があったといえる。

しかしまだ述べていない問題、花莚工場を設立運用するための資本と労働力の問題が考慮されねばならない。

---

[20] 小作地率の調査は村別の状況を知る資料がほとんどないため、明治39年にずれ込むがこの数値を利用するしかなかった。岡山県南部地域の地主制は明治20年代前半に確立するとされているため急速な数値の変化はないと考えている。なお大福・山田は合併して福田村に、妹尾・箕島村は妹尾村となるため、ここにはその数値を掲載していない。

4．花莚生産業者の実像と花莚生産の収益性

花莚工場の運用にはどの程度の資本と資金が必要になるか検討しておきたい。明治26年の『岡山県勧業年報』には「工場」として83社が掲載されており、その総資本金額は1,468,972円であった。このうち花莚工場は31社あり、その資本総額は210,550円（全体の14％）であった。花莚工場一社あたりの資本金平均額は6,792円、平均株主数は23人、平均職工数は85人という規模である。児島郡灘村にあった絨莚株式会社の明治26年下半季考課状で花莚会社の経営内容を少し具体的にみてみよう。

絨莚株式会社は明治24年４月創業で、資本金12,000円。明治26年時点で株主は39名、花莚織機が100台、職工数は213名であった[21]。株金のうち払込済額と積立金等を合わせて10,148円ほどが運転資金として利用できる。主要な費目だけを抽出してみると、この季には20間物の花莚1,045本と１間物花莚420枚合計で10,378円を売却している。その原料として長藺4,513円と撚糸1,114円を使っており、その他諸費を差引して利益金は5,383円となる。ここから職工賃2,648円、社長報酬20円等を差し引くと純利益は428円となる。一万円以上の運転資金を回転させた結果として純利益が400円ほどというのは経営としていかがなものであろうか。この季は「実ニ大不景気」でこれは「米国ノ不景気」に加えて、「内地新営業者ノ増加ニ連レ製品ノ需要供給相平均セサルニ因ル本社当季間ニ於テ製造ヲ為シタルハ大概前季ノ注文品ニシテ当季間ニ受ケタル注文ハ僅々貳百本余」といった状況であることが述べられている。ちなみに資本金額３万円の藤戸銀行の明治27年純益金は362円であった[22]。

はたしてこうした多額の資本を各花莚工場がどのように調達していたのか、あるいは調達しないで営業していたのかという点を都宇郡庄村大字下庄と児島郡藤戸村の事例で確認してみよう[23]。

明治24年の下庄地区戸数は107戸、人口は512人であった。下庄地区における農村余剰労働力についても検討しておく。あいにく下庄地区については土地の所有不所有の状況を示す資料があまりないため、参考までにかなり時代を遡って明治３年の状況を提示しておく。明治３年において下庄村の土地を所有する者及び所有していない者の総数は121人、このうち他村の者が33名（27％）であったからこれを除く村内の者で土地を所有しない者が16名（18％）いた[24]。既に表３で検討したように庄村では花莚生産そのものはあまり盛んではない。むしろ小作地率が低く、低い反当り収量を補うように綿や菜種の生産があり、一方で莫蓙の生産が盛んであったことがわかる。つまり自作農家を中心として副業的な藺莚生産のみられる地域といえる。

明治29年の庄村下庄地区における花莚業者は３名が確認できる。織機の保有台数は15台・10台・３

---

[21] 資本金額・職工数は明治26年『岡山県勧業年報』、その他の数字は岡山市立中央図書館所蔵「明治廿六年下半季第七回考課状 絨莚株式会社」による。

[22] 倉敷市史研究会『新修倉敷市史 11 史料 近代（上）』（史料番号263）。

[23] 花莚業の研究を行う場合、産地である早島・茶屋町・箕島・妹尾などの地域を事例として研究すべきであろうが、残念ながらこれらの地域における史料の残存状況が極めて悪く、利用できなかった。

[24] 倉敷市所蔵難波三郎家文書「明治三年十一月 午御年貢米金受取算用帳」による。

台であった。しかし、この業者3名の耕宅地所有状況は表4にみられるとおり1反3畝余・3反6畝余・2反余と農業再生産が可能とは思えない小規模なものである。こうしたいわば「薄資の輩」が起業することを可能としたのが「分社」と「出機」構造であるが、この問題については後述する。

表4　都宇郡庄村大字下庄花莚業者の耕宅地所有状況

	織機数(台)	所有耕地面積(町)	創業年月
個人事業者Ⅰ	15	0.1325	明治28年12月
個人事業者Ⅱ	10	0.3620	
個人事業者Ⅲ	3	0.2021	

注　「岡山県花莚業組合役員及組合員姓名並据附機数報告」、『岡山県農商工年報』、「地租名寄帳」により作成

都宇郡庄村の事例に加えて児島郡藤戸村の花莚製造状況についてもみていきたい。藤戸村は岡山と児島を結ぶ金毘羅往来が街中を通っており、また倉敷川の河口に位置していることから倉敷と内海航路の中継地であり、こうした地理的条件から商業地としての側面も持つ。近世期において「天城表」という畳表の産地であった時期もある[25]。明治11年の戸数人口は以下のようであった[26]。

藤戸村　戸数186戸　　人口814人（農業136人、商工雑業55人）

天城村　戸数347戸　　人口1,402人（農業163人、商工雑業122人）

明治24年に藤戸村と天城村が合併して藤戸村となる。

この藤戸村において資産を保有する階層がどの程度形成されているのかという問題についてもふれておく必要がある。明治24年4月調査の『地主録』によれば、藤戸村で直接国税15円以上を納めるものは39名が確認できる。明治22年の藤戸村戸数が543戸[27]であるから、7％に相当する。

農村部における余剰労働力の存在についても考察しておこう。藤戸村の「土地所有者名寄帳」[28]に名前の掲載されている者のうち、村外の者を除くと511名が確認できる。階層別に集計したのが表5である[29]。10町歩以上

表5　藤戸村耕宅地所有状況

	人数(人)	面積(町)
10町歩以上	3	68.9809
5町歩以上	3	17.8622
1町歩以上	38	71.5509
5反以上	57	38.3725
5反未満	325	46.2903
無所有	85	—
計	511	243.0708

注　倉敷市立中央図書館所蔵「土地所有者名寄帳」により作成

[25] 前掲『早島の歴史　4　藺業史編』73頁。

[26] 倉敷市所蔵児島郡役所文書「年表」より。

[27] 山田義信『岡山県市町村一覧』（明治22年）。

[28] 倉敷市立中央図書館所蔵、明治20年ごろの作成と考えられるが、土地の移動があるたびに追記されている。この帳簿を受け継いで作られた簿冊の作成年次から明治26年が最終記載と考えられ、数値はこの最終記載分を集計した。

[29] この所有耕宅地面積が掲載されている者の総所有耕宅地面積ではない。「土地所有者名寄帳」は藤戸村が村内の耕宅地を所有する者に課税する際に使用したもので、村内居住者の所有する村外の耕宅地については村外で課税されている。あくまで地主的土地所有状況を分析するためのものではなく、村外土地の所有状況が不明なため不完全ではあるが、耕宅地を所有していないか、それに近い所有者を検出することだけを目的としている。

の耕宅地を所有するものが3名（土地所有は全体の28%）、5町歩以上を所有するものが3名（7%）、1町歩以上が38名（29%）、5反以上が57名（16%）となり、以上の4階層101名で村内耕宅地の80%が占められている。これより小さな耕宅地所有者は村外に耕地を持つか、商工業に従事する等農外収入がなければ経営が成り立ちにくいと考えられる。5反未満層の325名（19%）、無所有の85名とその家族が農村余剰労働力として存在している可能性が高いということになる。

表6は明治29年における藤戸村の花莚業者をひろいあげたものである。株式組織をとる工場2つに加えて個人営業のものが13名確認できる。下庄の事例と同様に個人営業者13名は、1町歩以上所有者が2名いるものの、その他のほとんどが5反歩以下か所有状況不明である[30]。株式組織の工場では代表者と判明した株主数名を掲載している。これらの花莚業者及び株主の耕宅地所有状況をみると、藤戸株式会社（明治29年の織機15台）[31]・錦莚株式会社（明治29年の織機60台）では代表者及び株主7名中5名までが1町歩以上の耕宅地所有が確認できる。藤戸株式会社の社主・株主は何れも1町歩以上の土地所有がみられ、村長や郡書記といった人々である。明治26年の統計によれば株主数は14名である。錦莚株式会社の代表者は3反余の土地所有しかないが、この当時村長を務めており、株主には土地所有もあり商業にも従事する者が3名加わっている[32]。やはり26年の株主数は25名であった。

表6　藤戸村花莚業者の耕宅地所有状況

	織機数（台）	所有耕地面積（町）	創業年月
個人業者①	5		
藤戸株式会社　代表者	15	1.3728	明治22年4月
株主①		3.7601	
株主②		6.6023	
個人業者②	6	0.4418	
個人業者③	7		
個人業者④	5	0.1710	
個人業者⑤	4	0.1916	
個人業者⑥	3		
個人業者⑦	1	0.1402	
個人業者⑧		1.6900	
個人業者⑨	9	0.3910	
錦莚株式会社　代表者	60	0.3114	明治22年4月
株主①		3.7711	
株主②		2.8315	
株主③		0.7905	
個人業者⑩	11	1.2529	
個人業者⑪	7	0.5006	
個人業者⑫	5	0.0711	
個人業者⑬	25	0.0000	

注　「岡山県花莚業組合役員及組合員姓名並据附機数報告」、『岡山県農商工年報』、「土地所有者名寄帳」により作成

---

[30] 織機数の記載されていないものが一名いるがそれは新聞に記載された以下のような記述をもとに業者として掲載したためである。
「山陽新報」明治23年8月16日
「児島郡藤戸村三沢虎次郎氏の発起にて同村に数百坪余の職工場を新築し不日花莚を織出し坂、神等へ輸送する由其資本金は壹万円なりといふ」

[31] 岡山県花莚業組合事務所『岡山県花莚業組合役員及組合員姓名并据附機数報告』（明治29年）。

[32] 太田健一『日本地主制成立過程の研究』表V-29「児島郡における年間300円以上の所得者一覧（明治25年）」による。

先に分析した絨莚株式会社の場合も社長は11町歩余の土地所有と織物業を兼営し、株主２名はそれぞれ11町歩余、８町歩の土地を所有し、太物・小倉、古着を商っている[33]。

以上のように、生産の急拡大を遂げた後の明治29年には中小地主を中核とする株式組織をとる花莚工場と再生産不可能なほどの耕宅地しか持たない個人経営の二種類の経営が混在していることが確認できた。株式組織の工場はあきらかに地主・商業・工業資本を導入し、工場制生産を展開していたと考えてよい。これに対して個人経営がなぜこれほど展開し、そして経営を維持できたのかについて検討する必要がある。

５．花莚生産の変質

花莚生産の転機となったのが、既に本論冒頭で指摘した明治27年頃アメリカから舞い込んできた大量の注文と、明治30年のアメリカ関税法の改正であった。

既に述べたように特許制度で排他的な生産をおこなっている花莚工場では明治27年の大量注文に生産拡大が追いつかない。しかし、明治26年の31社の工場[34]でおよそ115万円程度の生産が28年には210万円にまで激増する。特許製法の流出を防ぎながらなおかつ大量の需要に応えるため導入されたのがすでに児島郡の織物業などで多く採用されていた「分社」と「出機」である。ではこの「分社」・「出機」の内容がどのようなものであったのか、特許莚の分工場契約書を掲載しておく[35]。

契約書

貴殿御営業特許莚製造第二十場分工場ヲ相設ケ職業仕度御示談申上御承諾被成下、依テ自今該莚製造ニ係リ左之条々固ク相守リ可申候、万一違背之義有之節ハ何時職業御差止ニ相成候共、聊異議無御座候

第一条　製造機数ハ五台ト定メ之ヲ増減セントスル時ハ其都度御届御承諾ノ上実業可致候事

第二条　製造莚ハ素ヨリ其他ニ付、貴殿且御代理御指図ニ従ヒ万事注意ヲ加ヘ精良之品製出可致事

第三条　製造莚ヲ貴殿御引取御勝手御販売可相成、万一該品ニ対シ損害等有之節ハ、拙者ニ於テ一切引受聊御迷惑相掛申間敷事

第四条　本文中相互ニ懇意ヲ旨トシ、不正之挙動致間敷事

第五条　製造品ヲ勝手ニ使用シ、或ハ譲与、蜜(密)売等ハ堅ク致間敷事

第六条　特許莚外之莚ハ貴殿ノ許可ナクシテ製造職業致間敷候事

第七条　製造職工賃其他諸費共貴殿之御見込ヲ以テ相当金員御渡シ可被下、賃銭代価ニ対シ異

---

[33] 同上。

[34] この時点で「分社」・「出機」があるかどうか統計が整備されていないため現時点では不明である。

[35] 川井潔家文書。

議申上間敷事

分工場持主

［人　　名］

明治廿八年　月　日

川井令作殿

この契約書にみられるように織機数から製品の販売、賃金にいたるまで「本社」が管理する構造がみてとれる。花莚の製造戸数は明治27年の265戸から28年の675戸へ、織機数は4,474台から6,697台へ急拡大している。このうちどの程度が分社・出機であったのかは不明だが、先に確認したように個人営業者のほとんどが「薄資」であったことから、相当部分がこれら分社・出機であると推測される。

こうした大量生産体制は注文に応えるための急場しのぎ的要素が強く、粗製品の輸出もかなり多かったようである。当然信用を失った花莚は明治29年粗製濫造不況となるが[36]、その翌年、花莚生産の運命を変える出来事が最大の市場であるアメリカで起こった。

明治28年に第25代アメリカ大統領となったウィリアム・マキンリーは、明治30年ディングリー関税法を定めて関税率をかつてない水準にまで引き上げた。このときの様子を当時の新聞記事でみると以下のような状況であった。

本県下の製品は其九分八厘余は米国に輸出せるものにして其価格は一本（四十ヤード）に付金拾壹貳円のものには従価税を課すること丶なりしを以て勢ひ該価格以下のもの（即ち一本に付八円以下）を製出するに至れり故を以て染色に紋様に其他各種の意匠に於て漸く上進したる製品も一朝低価粗製のものを産出するに至りしは洵に可惜の事なりとす[37]

この関税法改正の結果、花莚の高品質・高級化といった方向性が否定されることになる。またアメリカにおける花莚市場そのものが日本製よりも安価な中国製花莚との競争に加えて、本来の関税法改正の目的であったカーペット産業との競合となることから、低価格品の生産に向かうこととなったのである[38]。

これは花莚による収益性の低下を意味しており、工場制生産は不利益性を増していくことになる。この結果「薄資」として生産を始めていた層に、工場生産が擦り寄っていくという現象がみられ始める。コスト削減のため出機が多数を占めるようになり、巨大な工場の建設を必要とせず、新規開業者は自家の一隅を改造して製造を開始した。

倉敷、早島、茶屋、妹尾の各町、福田、撫川、庄、中庄、帯江、豊洲、大高、万寿村の各村の花莚業は去る二月下旬頃より非常の好況を呈せしかは各所に合資会社を組織し或は一個人にて多き

---

[36] 前掲『花莚彙纂』15頁。

[37] 「山陽新報」明治33年5月15日。

[38] 神立春樹『近代藺莚業の展開』（2000年、御茶の水書房）127～128頁。

は二三十台少なきも十台を下らさる織機を据付け熱心に製造しつゝある[39]

また出機及び賃織についても、次の二つの新聞記事がその展開を如実に物語っている。

備前児島郡福岡村大字林は同郡中に於ける第一の製莚地として両三年前まで皇莚、桜莚の両会社を設立し頗る盛んに製造に従事し居たるも近来同業の不振に連れ何れも解散したるが個人営業の却て収益多きより目下同地の庵谷三郎次氏は八十台を庵谷牧太氏は六十台を他に尚ほ四名の人々も概ね三四十台の織機を据え各独立し個人営業に従事し現に運転せるもの目下三百二十余台あり尤も内百台許りは所謂出し機と唱へ外部にて織らしめ居る[40]

賃織は織機や原料を経営者が配給するため、記事中にもみられるように織子は業種転換が容易にできた。

都窪郡茶屋町大字早島新田に於ける婦女子は重(ママ)に農業に従事し十中八九迄は副業として畳表を製造し相当の賃銭を得来りしが昨秋以来畳表の売行不景気に連れ大いに減少し目下は花莚製職に従事せる由[41]

おわりに

以上みてきたように花莚生産は明治10年代に開発され始めた時点で、既に国内で展開をみていた在来藺莚とは別の手法で開発されており、その販路についても輸出を前提としたものであった。この点は花莚の中興ともいわれた綾莚が中国製綾莚を模倣した点に最もよく現われている。こうして開発された花莚は明治20年代前半においては地元の地主・商工業資本を導入した工場生産によって製造されていた。この製造は特許制度によって保護されており、このことが逆に生産の拡大を阻んでいたともいえる。ただこの段階の生産状況をみる限り、農家副業とは決して言えないであろう。アメリカにおける販路が拡大し、需要が増加することで特許保護下の工場生産は特許製法の流出を阻止しながら生産量を増加する方法として「分社」・「出機」を導入するが、まさにその展開をみたタイミングでアメリカ関税法の改正があり、工場生産が利を失うこととなった。この結果、「分社」・「出機」が花莚生産を担っていく生産様式となり、次第に副業化の道を歩んでいく。花莚生産はその輸出が成功する明治10年代半ばから、花莚生産の変質を来す明治20年代後半までのおよそ10数年の間だけ極めて特殊な工場制生産を現出している。本論ではその姿を荒削りに描き出したが、今後より詳細な検討を重ねてみたい。

---

39 「山陽新報」明治37年３月19日。

40 「山陽新報」明治32年２月１日。

41 「山陽新報」明治34年３月30日。